

県民・事業者の皆様へのお願い

◎ 飲食店でのカラオケの利用は自粛を

◆ 不要不急の外出自粛、県境をまたぐ移動の自粛

(特措法第24条第9項)

◆ 営業時間の短縮を要請している県内の飲食店等の午後9時以降の利用回避

(特措法第24条第9項)

◆ 感染症対策が十分に取られていない施設の利用は回避

(特措法第24条第9項)